

湖西市規則第 30 号

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 7 月 12 日

湖西市長

田内 理之

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する
規則の一部を改正する規則

湖西市における廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成 9 年湖西市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

様式第 5 号及び様式第 7 号中「第 7 条第 4 項（第 5 項）」を「第 7 条第 6 項（第 項）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。